

苫小牧市防災まちづくり基本構想策定支援業務

選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る採点は、以下の項目について行う。

- (1) 実施方針に関すること
 - ・本業務の実施目的、業務内容を理解した上で、全体の実施方針が提案されているか。
 - ・防衛省補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿った提案となっているか。
- (2) 本市の現状・課題の理解に関すること
 - ・苫小牧市総合計画や苫小牧市地域防災計画などの上位計画を踏まえた内容となっているか。
 - ・各種ハザードマップなど、本市の防災の現況を理解しているか。
- (3) 市民意見聴取に関すること
 - ・市民アンケートの内容と結果の取りまとめ方法が具体的に示されているか。
 - ・市民懇話会の実施方法などが具体的に示されているか。
- (4) 業務実績に関すること
 - ・国、北海道や他自治体において、類似実績を有しているか。
- (5) 業務実施体制に関すること
 - ・業務を効果的・効率的に実施するための資格、経験、専門知識、人数等、適切な業務実施体制を有しているか。
 - ・本市との連絡体制が円滑に行える体制となっているか。
- (6) 業務スケジュールに関すること
 - ・本業務を期日までに確実に遂行できるような業務計画であるか。
 - ・市議会やパブリックコメントなどの行政手続を踏まえた工程となっているか。
- (7) 報告に関すること
 - ・基本構想（成果物）に掲載する内容が具体的に示されているか。
- (8) 見積額の内容
 - ・コスト意識を持ち、適正な積算に基づく金額となっているか。
- (9) その他
 - ・本事業を充実するアイデア等の提案があれば評価する。

2 評価方法

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提案者が5者以上あった場合は、提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。評価は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する4者を選定することができるものとする。

なお、結果は速やかにすべての提案者に対し通知することとし、一次評価は、二次評価に引き継がないものとする。

この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかにすべての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

ア 実施日時	令和5年4月25日（火）	開始時間は提案者に別途通知する。
イ 実施場所	苫小牧市旭町4丁目5番6号	苫小牧市役所
ウ 実施方法	対面又はオンラインでのテレビ会議等による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。	
エ 時間	参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。 プレゼンテーションの制限時間は、20分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を20分程度行う。	
オ 機材	ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。	
カ 説明資料	説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。 また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。	
キ 最終総合評価	プレゼンテーション終了後、選定委員会（3回目）にて最終総合評価（評点付け）を実施し、最優秀提案者を決定する。 なお、選定委員会（3回目）は、令和5年度防衛周辺整備助成補助金（一般助成）の交付決定後に開催することから、日程を変更する場合がある。 ※後日、結果を提案者に通知	

3 評価基準

(1) 判定

各評価項目の評価点数は、「優れている内容から順に20点、15点、10点、5点、0点」の5段階で判定し、240点満点とする。

なお、上記選定基準のうち項目1(1)～(3)については重要項目であるため、評価点数を割増する。

(2) 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とする。

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

同点の場合は、くじ引きで優先交渉権者を決定する。